

改正

平成25年2月28日いわき市規則第1号

令和3年8月12日いわき市規則第45号

いわき市政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市政務活動費の交付に関する条例（平成13年いわき市条例第22号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費交付申請書)

第2条 条例第4条の交付申請書は、政務活動費交付申請書（第1号様式）によるものとする。

(交付額及び交付日の決定等)

第3条 市長は、前条の政務活動費交付申請書の提出があったときは、交付すべき政務活動費の額及びこれを交付する日を決定し、政務活動費交付決定通知書（第2号様式）により、当該政務活動費交付申請書を提出した会派の代表者に通知するものとする。

(政務活動費交付申請書記載事項変更届)

第4条 条例第6条第1項の交付申請書記載事項変更届は、政務活動費交付申請書記載事項変更届（第3号様式）によるものとする。

(政務活動費交付変更申請書)

第5条 条例第6条第2項の交付変更申請書は、政務活動費交付変更申請書（第4号様式）によるものとする。

(変更の決定等)

第6条 市長は、前条の政務活動費交付変更申請書の提出があった場合において、第3条の規定により決定した内容に変更が生ずるときは、当該変更を決定し、政務活動費交付変更決定通知書（第5号様式）により、当該政務活動費交付変更申請書を提出した会派の代表者又は会派の代表者であった者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 会派の代表者は、政務活動費の交付を受けようとするときは、政務活動費交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日いわき市規則第1号）

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後のいわき市政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後にいわき市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年いわき市条例第1号。以下「改正条例」という。）による改正後のいわき市政務活動費の交付に関する条例（平成13年いわき市条例第22号）の規定により交付される政務活動費について適用し、この規則の施行の日前に改正条例による改正前のいわき市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和3年8月12日いわき市規則第45号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

政務活動費交付申請書

年 月 日

いわき市長 様

申請者

会 派 の 名 称	
会 派 の 結 成 年 月 日	年 月 日
会 派 の 代 表 者 の 氏 名	
会 派 の 経 理 責 任 者 の 氏 名	
会 派 の 所 属 議 員 の 数	人 (月 1 日 現 在)
交 付 申 請 額	円

政務活動費交付決定通知書

いわき市指令第 号
年 月 日

様

いわき市長 印

交 付 決 定 額	円
交付額の内訳及び交付日	円 年 月 日 円 年 月 日
特 記 事 項	

政務活動費交付申請書記載事項変更届

年 月 日

いわき市長 様

届出者

会 派 の 名 称		
変 更 事 項		<input type="checkbox"/> 会派の名称 <input type="checkbox"/> 会派の代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 会派の経理責任者の氏名
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日
特 記 事 項		

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

いわき市長 様

申請者

会 派 の 名 称		
会派の所属 議員の数	変更前	人
	変更後	人
変 更 年 月 日		年 月 日
変更後の交付申請額		円
特 記 事 項		

政務活動費交付変更決定通知書

いわき市指令第 号
年 月 日

様

いわき市長 印

交付決定額	変更前	円
	変更後	円
交付額の内訳 及び交付日	変更前	円 年 月 日
		円 年 月 日
	変更後	円 年 月 日
		円 年 月 日
既に交付した額		円
返還すべき額		円
特記事項		

政務活動費交付請求書

年 月 日

いわき市長 様

請求者

会派の名称	
交付請求額	円
指令年月日	年 月 日
指令番号	いわき市指令第 号